

公益社団法人水戸市シルバー人材センター法令遵守管理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人水戸市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の職員及び会員（以下「職員等」という。）の法令違反行為に関する通報（以下「通報」という。）の受付及び適正な処理の仕組みを定めることにより、法令違反行為による不正行為等を早期発見し、及び是正を図り、法令遵守運営の強化に資することを目的とする。

(窓口)

第2条 職員等、センターの利用者及びその家族、取引事業者その他の者からの通報を受付ける窓口を管理係に置く。

(通報方法)

第3条 通報は、電話、電子メール、FAX、郵便又は面会により行うものとする。

(通報者の責務)

第4条 通報をしようとする者は、事実を証する確実な資料に基づき誠実にこれを行い、他人の正当な利益又は公共の福祉を害することのないように努めなければならない。

(通報の受理)

第5条 事務局長は、通報があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを受理するものとする。

- (1) 虚偽であることが明らかであるとき。
- (2) 単なる伝聞に基づくものであるときその他その内容を信ずるに足りる理由が明らかに認められないものであるとき。
- (3) 具体性を伴わない不明確なものであるとき。
- (4) センターが処分をする権限を有しない法令違反行為であるとき。

2 事務局長は、通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を当該通報した者に通知するものとする。

(調査)

第6条 事務局長は、通報を受理したときは、管理係長に命じて、直ちに調査を行わせるものとする。

- 2 管理係長は、前項の規定による調査に必要な場合において、関連する係又は職群班の職員等による調査班を置くことができる。
- 3 職員等は、第1項の調査について協力しなければならない。

(通報の処理)

第7条 事務局長は、前条の規定による調査の結果、法令違反行為があると認めるときは、その旨及び処理方針を理事長に報告するものとする。

- 2 事務局長は、前条の規定による調査の結果、法令違反行為がなかったと認めるとき、又は調査を尽くしても法令違反行為の存否が判明しなかったときは、その旨を理事長に報告するものとする。
- 3 理事長は、第1項の規定による報告があったときは、当該通報について速やかに是正措置又は再発防止措置を講じなければならない。

4 事務局長は、調査の結果を通報者に通知するものとする。

(処分)

第8条 理事長は、前条第1項の規定による報告があったときは、当該行為に関与した者に対し、関係規則等に従い処分することができる。

(不利益取扱いの禁止等)

第9条 通報をした職員等は、いかなる不利益な取扱い（事実行為を含む。以下同じ。）を受けない。

2 通報したことを理由として不利益な取扱いを受けた職員等は、その旨を理事長に通報することができる。

3 理事長は、前項の規定による通報があったときは、その改善又は防止のために必要な措置を講じなければならない。

(運用上の注意)

第10条 理事長は、この規程の運用に当たっては、通報に関する者の秘密、信用、名誉、プライバシーその他の権利の保護に十分配慮しなければならない。

2 理事長、事務局長、管理係長その他通報の調査に当たった職員等は、調査により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(法令遵守責任者)

第11条 本規程の運用に際しては、事務局長を法令遵守責任者とする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会において決定する。

付 則

この規程は、平成22年7月28日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年2月1日から施行する。